

配電系統アクセス指針

平成17年4月1日実施

中 部 電 力 株 式 会 社

目 次

第 1 章	総則	1
1	目的	1
2	適用範囲	1
3	用語の定義	1
第 2 章	系統アクセス検討の業務運行	3
1	申込受付窓口	3
2	系統アクセス検討の申し込みから供給の開始までの業務フロー	3
3	系統アクセス検討に必要な発電者側および需要者側の情報	3
4	系統アクセス検討期間および検討結果の回答	5
5	契約内容の変更および撤回時の業務フロー	6
第 3 章	アクセス設備新設	9
1	既設設備との接続点およびルート	9
2	受電電圧および供給電圧	10
3	回線数	10
4	設備の規模	11
5	配電線の種類	11
第 4 章	接続技術要件	12
1	発電設備の接続技術要件	12
2	需要設備の接続技術要件	18
第 5 章	発電設備および需要設備の財産分界点および施工区分の考え方	21
1	引込線	21
2	計量器	27

第 1 章 総則

1 目的

この指針は、配電システムの系統アクセスに関する業務について基本的事項を定め、適正に業務を行うことを目的とする。

2 適用範囲

この指針は、配電部門が所管する高圧配電系統および 20 kV 級配電系統（以下、電圧を区別または明記する必要がない場合は、「配電系統」という。）に係る、系統アクセスに関する業務に適用する。

3 用語の定義

この指針における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 送配電部門

送電線、配電線、変電所、開閉所など電力の輸送および分配に係る設備を建設、所有、運転、維持管理し、同設備に接続された発電設備も含めた電力系統全体の協調的運用およびその計画業務に携わる部門をいう。具体的には、系統運用部門、工務部門、電子通信部門および配電部門をいう。

(2) 発電者

一般電気事業者または特定規模電気事業者の用に供する電気を発電する者をいう。（逆潮流のある自家用発電設備を配電系統に接続する者などを含む。）

(3) 需要者

一般電気事業者または特定規模電気事業者から電力供給を受けて、専ら電気を消費する者をいう。（逆潮流のない自家用発電設備を配電系統に接続する者などを含む。）

(4) 接続者

発電者および需要者をいう。

(5) 20 kV 級配電系統

22、33 kV（スポットネットワークを含む。）の配電系統の総称をいう。

(6) 発電設備

電気を発電することを目的に設置する電気工作物のうち配電系統に接続されるものをいう。

(7) 需要設備

電気を使用することを目的に設置する電気工作物のうち配電系統に接続されるものをいう。

- (8) アクセス設備
新たに施設する発電設備および需要設備と、既設送変電および配電設備との間の設備をいう。
- (9) 系統アクセス
発電設備、需要設備などを配電系統に電氣的に接続することをいう。
- (10) 系統アクセス検討
送配電部門が、系統アクセスにあたり、必要な対策について検討することをいう。
なお、発電者または需要者側に必要な対策の検討も含む。
- (11) 系統アクセス検討申込者
系統アクセス検討を送配電部門に申し込む者をいう。
- (12) 系統アクセス希望者
系統アクセスを希望する者をいう。
- (13) 受電地点
当社が発電者から電気を受電する地点をいう。
- (14) 供給地点
当社が需要者に電気を供給する地点をいう。
- (15) 受電電力
当社が受電地点において発電者から受電する電気の電力をいう。
- (16) 契約電力
契約上使用できる最大電力をいう。
- (17) 契約受電電力
契約上使用できる受電地点ごとの受電電力の最大値をいう。
- (18) 運用電流
配電設備拡充の基準とする、平常時における高圧配電線の電流をいう。
- (19) 運用容量
配電設備拡充の基準とする、平常時における20kV級配電線の容量をいう。
- (20) 適正電圧
標準電圧100Vにおいては 101 ± 6 V以内、標準電圧200Vにおいては 202 ± 20 V以内の電圧をいう。
- (21) 逆潮流
発電設備を配電系統に接続する者の構内から、配電系統側へ向かう電力の流れ(潮流)をいう。
- (22) 財産分界点
設備所有上の境界をいう。
- (23) 施工区分
設備施工上の境界をいう。

第2章 系統アクセス検討の業務運行

1 申込受付窓口

系統アクセス検討の申込受付窓口は、表2 - 1のとおりとする。

表2 - 1 系統アクセス検討の申込受付窓口

系統アクセス希望者		当社の申込窓口	送配電部門の受付窓口	
発電者	特定規模電気事業者	本店流通本部系統運用部 ネットワークサービスセンター	本店流通本部系統運用部 ネットワークサービスセンター	
	当社への売電	卸電気事業者 卸供給事業者	営業担当箇所	営業所配電設備計画担当 箇所
		自家用発電設備の 設置者（上記以外）	営業担当箇所	営業所配電設備計画担当 箇所 ¹
	当社の発電担当箇所	-	営業所配電設備計画担当 箇所	
需要者	特定規模電気事業者	本店流通本部系統運用部 ネットワークサービスセンター	本店流通本部系統運用部 ネットワークサービスセンター	
	当社のお客さま	営業担当箇所	営業所配電設備計画担当 箇所 ¹	

注) 供給先未定の発電者および供給者未定の需要者は「特定規模電気事業者」に、逆潮流のない自家用発電設備の設置者は「需要者」に、特定電気事業者は「当社のお客さま」に準じて取り扱う。

1 計器検討の窓口は、営業所計器担当箇所とする。

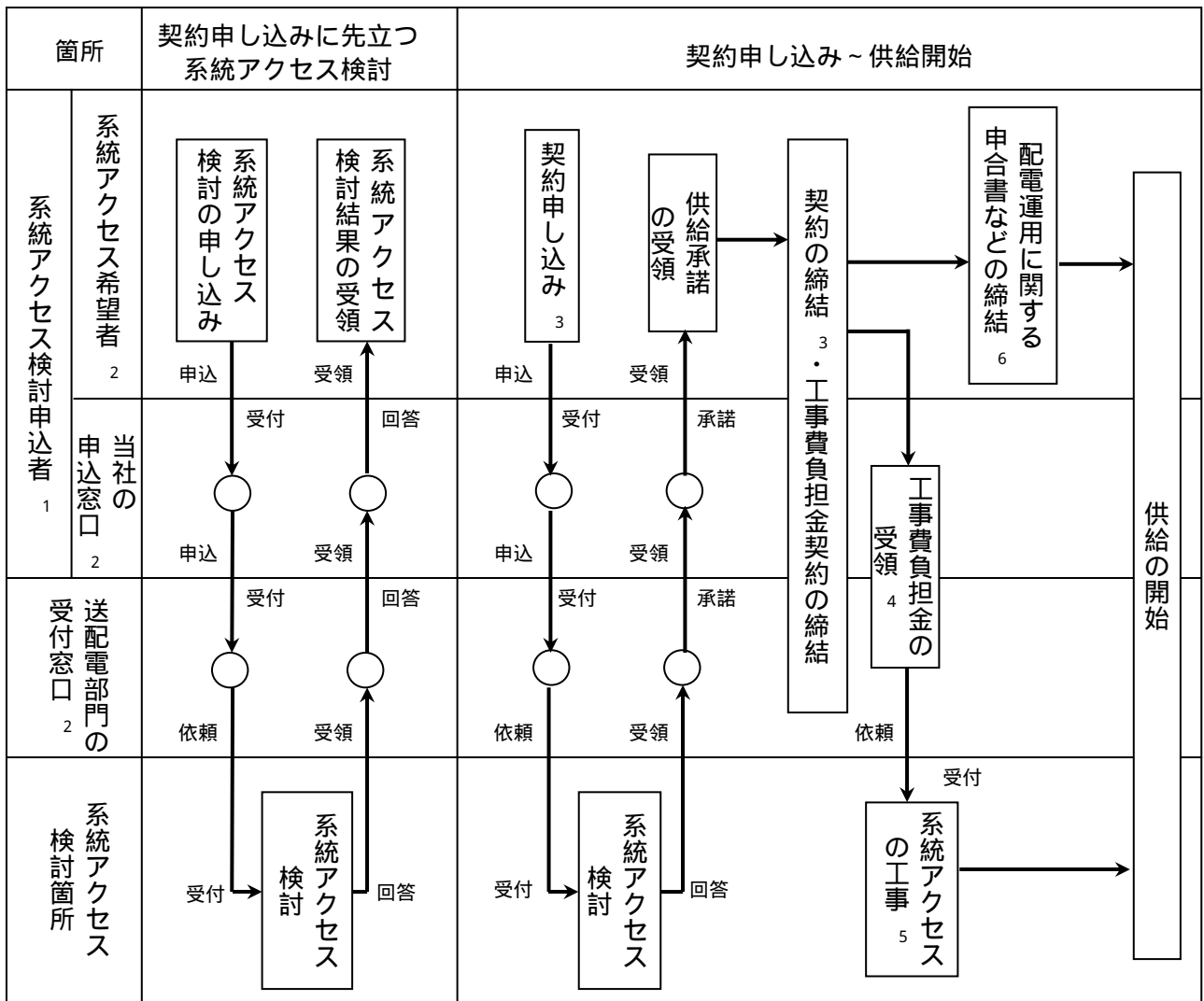
2 系統アクセス検討の申し込みから供給の開始までの業務フロー

系統アクセス検討の申し込みから供給の開始までの業務フローは、図2 - 1を標準とする。

3 系統アクセス検討に必要な発電者側および需要者側の情報

送配電部門の受付窓口は、系統アクセス検討を行うにあたり、系統アクセス検討申込者に対して、別表1、別表2に示す情報の提供を求める。ただし、検討を行うにあたり、上記以外に必要な情報がある場合は、送配電部門の受付窓口は系統アクセス検討申込者に対し、必要な情報とその理由の説明を行い、当該情報の提供を求める。

なお、系統アクセス検討申込者から提供される情報に未確定な内容がある場合は、情報が確定したときには検討結果が変わる可能性があることについて系統アクセス検討申込者の了解を得たうえで、標準的な条件を設定して検討する。



- 1 特定規模電気事業者、当社の発電担当箇所および当社の営業担当箇所をいう。
- 2 系統アクセス希望者、当社の申込窓口および送配電部門の受付窓口は、表2-1に示すとおりとする。
- 3 契約とは、表2-1の系統アクセス希望者ごとに次のとおりとする。
 - ・「特定規模電気事業者」の場合は、接続または振替供給契約
 - ・「卸電気事業者」および「卸供給事業者」の場合は、受給に関する契約
 - ・「自家用発電設備の設置者(上記以外)」および「当社のお客さま」の場合は、電気需給契約
 - ・「当社の発電担当箇所」の場合は、系統アクセスの計画決定(系統アクセスの申し込みに対して系統アクセスを承諾する旨を送配電部門から回答すること)
- 4 表2-1の系統アクセス希望者が「当社の発電担当箇所」の場合は、省令に基づくものとする。
- 5 工事にともなう測量、用地交渉などを含む。
- 6 表2-1の系統アクセス希望者が「当社の発電担当箇所」の場合は、送配電部門の系統運用ルールの適用と読み替える。

図2-1 系統アクセス検討の申し込みから供給の開始までの業務フロー

4 系統アクセス検討期間および検討結果の回答

(1) 発電者側

送配電部門の受付窓口は、契約申し込みに先立つ系統アクセス検討の申し込みを受けた場合は、系統アクセス検討の申し込みを受けてから、検討終了次第すみやかに、かつ、3ヶ月以内に次に示す必要な回答を行う。回答にあたっては、回答内容が技術的、経済的な観点から合理的であることなど、必要な説明を行う。ただし、3ヶ月を超えることが判明した場合は、すみやかに、その理由、進捗状況および今後の見込みを申込者に説明する。

なお、契約申し込みにともなう系統アクセス検討の申し込みにおいても同様の回答を行う。

ア 系統アクセス検討申込者が希望した受電電力に対する系統アクセスの可否

イ 系統アクセスのために必要となる工事の概要（既設設備との接続点およびルート
の選定根拠、標準的な受電電圧以外を選定する場合は選定した電圧およびその理由、
選定した回線数およびその理由、設備規模を必要最小限としない場合は選定した設
備規模およびその理由、架空配電線以外の電線路で接続する場合はその理由、を含
む。）

ウ 概算工事費および算定根拠

エ 工事費負担金概算

オ 所要工期

カ 発電者側に必要な対策

キ 前提条件

ク 運用上の制約

(2) 需要者側

送配電部門の受付窓口は、契約申し込みにともなう系統アクセス検討の申し込みを受けた場合は、次に示す必要な回答を行う。回答にあたっては、回答内容が技術的、経済的な観点から合理的であることなど、必要な説明を行う。また、需要者側に発電設備（非常用で配電系統に接続しない設備を除く。）がある場合は、発電設備の接続に必要な対策についても回答する。

ア 系統アクセス検討申込者が希望した供給電力に対する系統アクセスの可否

イ 系統アクセスのために必要となる工事の概要（既設設備との接続点およびルート
の選定根拠、標準的な供給電圧以外を選定する場合は選定した電圧およびその理由、
選定した回線数およびその理由、設備規模を必要最小限としない場合は選定した設
備規模およびその理由、架空配電線以外の電線路で接続する場合はその理由、を含
む。）

ウ 工事費負担金概算

エ 所要工期

- オ 需要者側に必要な対策
- カ 前提条件
- キ 運用上の制約

また、特定規模電気事業者が契約申し込みに先立つ系統アクセス検討を希望する場合は、ネットワークサービスセンターは、系統アクセス検討の申し込みを受けてから、原則として2週間以内に、次に示す必要な回答を行う。ただし、2週間を超えることが判明した場合は、すみやかに、その理由を特定規模電気事業者に説明する。

- ア 計量器工事の要否
- イ 計器用変成器工事の要否
- ウ 通信端末工事の要否

5 契約内容の変更および撤回時の業務フロー

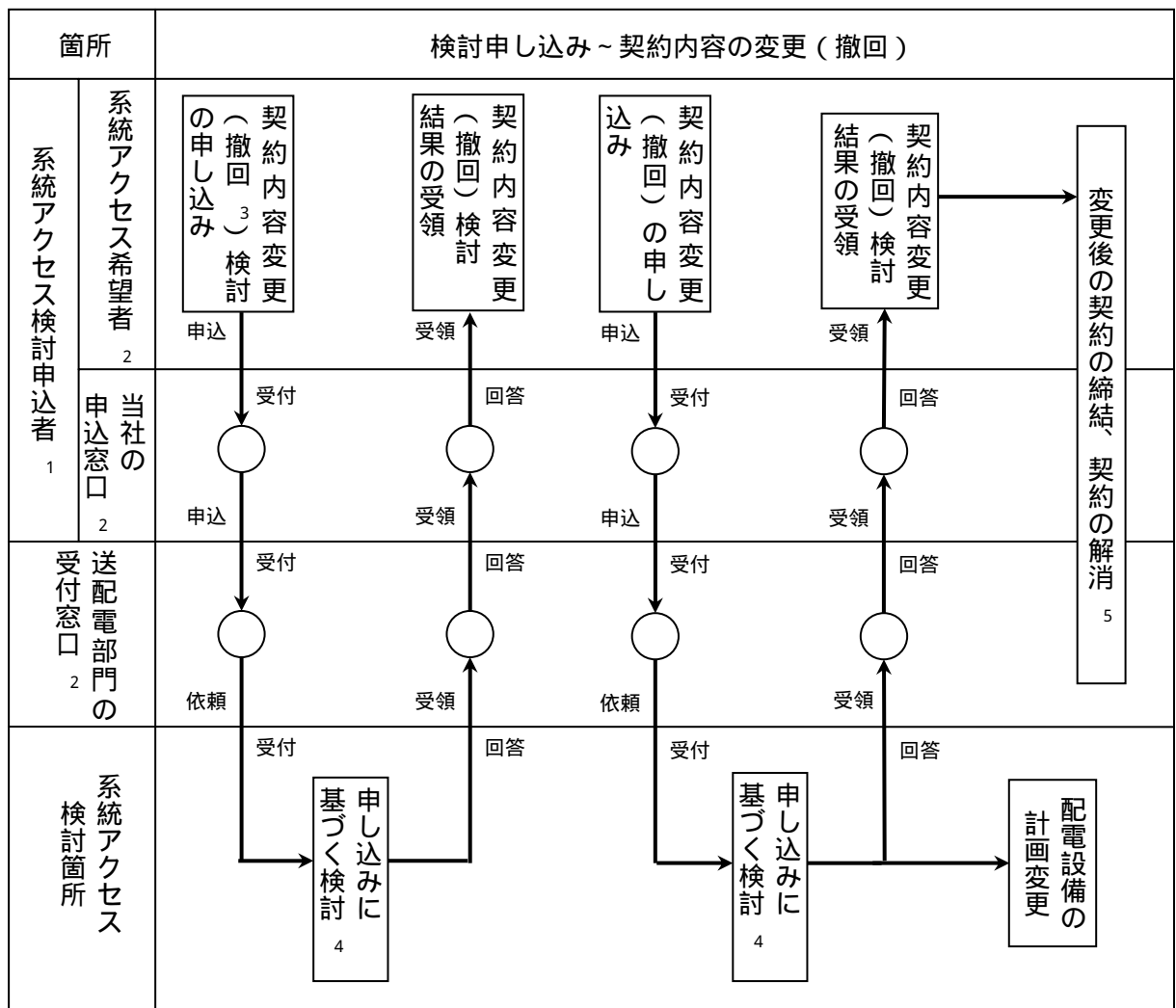
- (1) 系統アクセス検討申込者が送配電部門に対し、契約内容の変更または撤回を申し込む場合

系統アクセス検討申込者が送配電部門に対し、契約内容の変更または撤回を申し込む場合の業務フローは、図2-2を標準とする。

- (2) 送配電部門が系統アクセス検討申込者に対し、契約内容の変更を申し出る場合

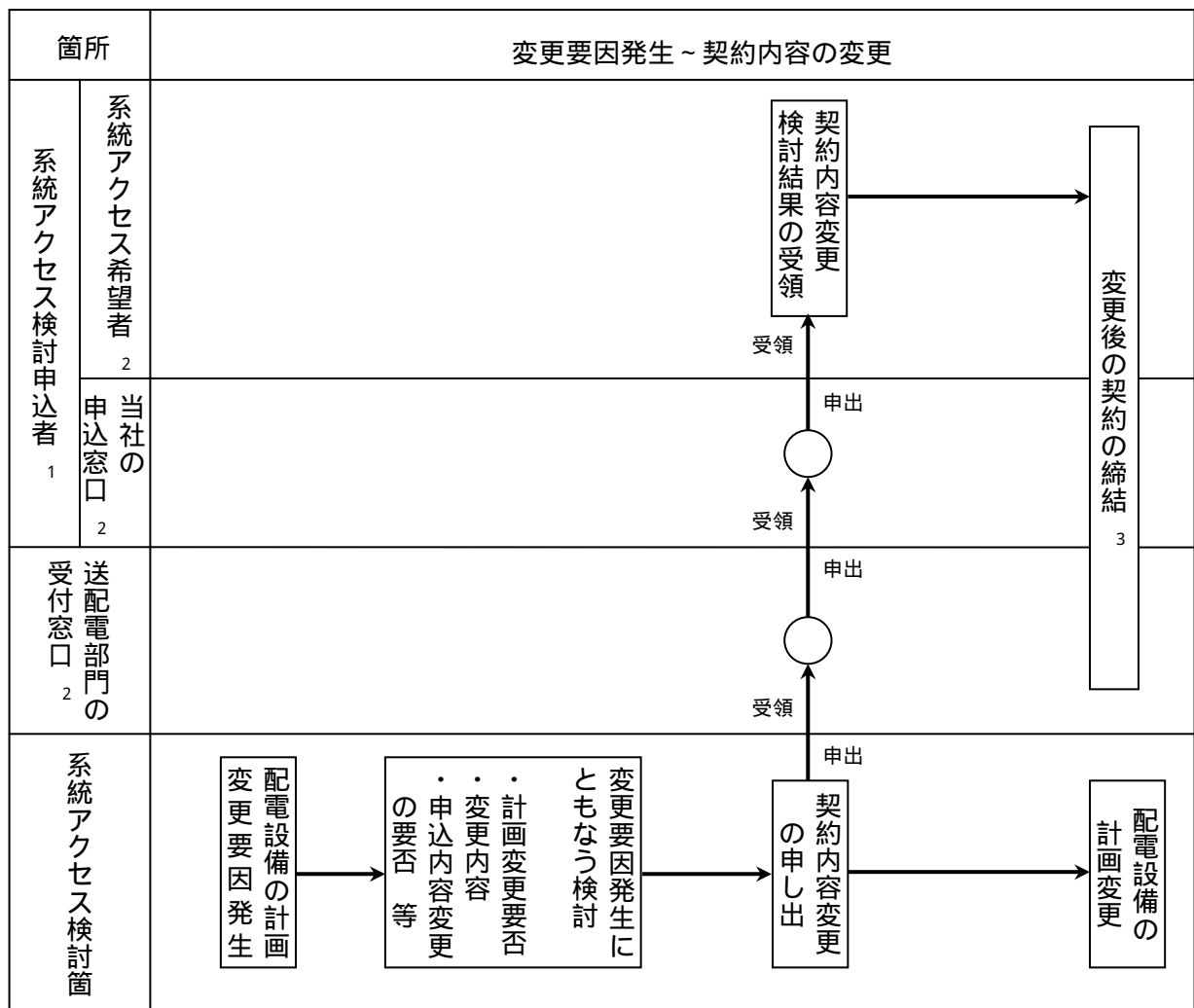
送配電部門が系統アクセス検討申込者に対し、契約内容の変更を申し出る場合の業務フローは、図2-3を標準とする。

なお、この場合は、送配電部門は系統アクセス検討申込者に対し、すみやかに理由を付して、契約内容の変更を申し出る。



- 1 特定規模電気事業者、当社の発電担当箇所および当社の営業担当箇所をいう。
- 2 系統アクセス希望者、当社の申込窓口および送配電部門の受付窓口は、表 2 - 1 に示すとおりとする。
- 3 系統アクセス検討申込者が契約内容の撤回の検討を希望する場合は、契約内容の撤回の申し込みに先立ち検討を実施する。
- 4 契約内容の変更の場合は、実現性、工事内容変更の要否、工事費などの検討である。また、契約内容の撤回の場合は、既設設備などの処置方法、工事費などの検討である。
- 5 表 2 - 1 の系統アクセス希望者が「当社の発電担当箇所」の場合は、系統アクセスの計画変更（撤回）である。

図 2 - 2 系統アクセス検討申込者が送配電部門に対し、契約内容の変更または撤回を申し込む場合の業務フロー



- 1 特定規模電気事業者、当社の発電担当箇所および当社の営業担当箇所をいう。
- 2 系統アクセス希望者、当社の申込窓口および送配電部門の受付窓口は、表 2 - 1 に示すとおりとする。
- 3 表 2 - 1 の系統アクセス希望者が「当社の発電担当箇所」の場合は、系統アクセスの計画変更である。

図 2 - 3 送配電部門が系統アクセス検討申込者に対し、契約内容の変更を申し出る場合の業務フロー

第3章 アクセス設備新設

発電設備または需要設備を配電系統に接続する場合は、配電系統の信頼度を維持しつつ、効率的、合理的な設備形成に努める必要がある。このため、次により、系統構成、設備の規模などを決定する。

なお、既設配電設備の拡充については、「配電設備形成指針」による。

1 既設設備との接続点およびルート

次の事項などを考慮のうえ、既設設備との接続点およびルートを選定する。

(1) 架空配電線ルート選定において考慮する事項

ア 将来の見通し

(ア) 将来の系統構成

(イ) 需要分布の動向 等

イ 用地、環境面

(ア) 自然条件

(イ) 社会環境との調和

(ウ) 用地事情

(エ) 各種災害の影響 等

ウ 工事、保守面

(ア) 工事、保守の容易性 等

エ 経済性

(ア) 配電設備の工事費 等

(2) 地中配電線ルート選定において考慮する事項

ア 将来の見通し

(ア) 将来の系統構成

(イ) 需要分布の動向 等

イ 用地、環境面

(ア) 自然条件

(イ) 社会環境との調和

(ウ) 用地事情

(エ) 各種災害の影響 等

ウ 工事、保守面

(ア) 工事、保守の容易性 等

エ 経済性

(ア) 配電設備の工事費 等

オ 都市計画などとの整合

- (ア) 都市計画との整合
- (イ) 道路調整計画との整合
- (ウ) 共同溝整備計画との整合 等

カ 技術面

- (ア) 同一ルートの他の地中配電線の常時許容電流および常時許容量への影響 等

2 受電電圧および供給電圧

受電電圧および供給電圧は、次の標準的な電圧を目安として、経済性、送変電および配電設備の状況、発電者または需要者の特別な事情などを考慮のうえ、個別に選定する。

(1) 受電電圧

受電電圧は、表 3 - 1 を標準とする。

表 3 - 1 受電電圧

規 模	受電電圧 ¹
発電設備の最大出力が 2, 0 0 0 k W未満	6 . 6 k V
発電設備の最大出力が 2, 0 0 0 k W以上 (契約受電電力 1 0, 0 0 0 k W未満)	2 2 k Vまたは3 3 k V

1 公称電圧

(2) 供給電圧

供給電圧は、表 3 - 2 を標準とする。

表 3 - 2 供給電圧

契約電力	供給電圧 ¹
2, 0 0 0 k W未満	6 . 6 k V
2, 0 0 0 k W以上 1 0, 0 0 0 k W未満	2 2 k Vまたは3 3 k V

1 公称電圧

3 回線数

回線数は、1 回線を標準とする。ただし、次の場合は、この限りではない。

- (1) 系統アクセス検討申込者から予備アクセス設備の希望がある場合は、2 回線（常時・予備）とする。
- (2) スポットネットワークは、3 回線を標準とする。

4 設備の規模

設備の規模は、次の事項などを考慮のうえ、受電地点、供給地点ごとに設定される契約受電電力、受電電力の最大値または契約電力を送電可能な必要最小限の規模とする。

(配電設備の標準規模については、「配電設備形成指針」による。)

- (1) 運用電流および運用容量（詳細については、「配電設備形成指針」による。）
- (2) 電圧降下
- (3) 短絡故障電流

5 配電線の種類

配電線は、架空配電線を標準とする。ただし、架空配電線とすることが法令上不可能な場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合は、地中配電線とする。

第4章 接続技術要件

1 発電設備の接続技術要件

発電設備を配電系統に接続することを可能とするために必要となる技術要件を次に示す。

なお、需要者側に発電設備を設置する場合は、逆潮流の有無に関わらず本技術要件を適用する。ただし、スポットネットワーク配電系統に接続する場合は、保護協調上、逆潮流が発生しないことを条件とする。

(1) 電気方式、電圧および周波数

発電設備を配電系統に接続する者は、発電設備の電気方式を交流三相3線式とし、電圧および周波数を接続する配電系統と同一とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、接続する配電系統の電気方式と異なってもよい。

ア 契約電力などに比べ発電設備の容量が非常に小さく、相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合

イ 単相3線式の系統に単相2線式200Vの発電設備を接続する場合であって、受電地点のしゃ断器を開放したときなどに負荷の不平衡により生じる過電圧に対し逆変換装置を停止する対策、または発電設備を解列する対策を行うとき

(2) 力率

発電設備を配電系統に接続する者は、系統アクセスにあたり、その発電設備の力率を次に示すとおりとする。

受電地点における力率は、原則として0.85以上とするとともに、電圧上昇を防止するために、系統側から見て進み力率（発電設備側から見て遅れ力率）とならないようにする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、受電地点における力率を0.85以上としなくてもよい。

ア 電圧上昇を防止するうえでやむを得ない場合（この場合、受電地点の力率を0.8まで制御できるものとする。）

イ 小出力の逆変換装置を用いる場合、または受電地点の力率が適正と考えられる場合（この場合、発電設備の力率を、無効電力を制御するときには0.85以上、無効電力を制御しないときには0.95以上とすればよい。）

逆潮流が無い場合は、需要者の供給地点における力率は、電圧低下を防止するため適正なものとして原則遅れ力率0.85以上とするとともに、系統側から見て進み力率（発電設備側から見て遅れ力率）にならないようにする。

(3) 電圧変動対策

発電設備を配電系統に接続する者は、発電設備の接続により配電線の電圧が適正値を逸脱しないよう、原則として、次の電圧変動対策を行う。

ア 高圧配電系統または20kV級架空配電系統

(ア) 常時電圧変動対策

a 発電設備の脱落などにより、適正電圧を逸脱する可能性がある場合は、自動的に負荷を制限する対策を行う。

なお、これにより対応できない場合は、配電線の増強を行うか、専用線による接続とする。

b 発電設備からの逆潮流により、適正電圧を逸脱する可能性がある場合は、自動的に電圧を調整する対策を行う。

なお、これにより対応できない場合は、配電線の増強を行うか、専用線による接続とする。

(イ) 瞬時電圧変動対策

a 同期発電機を用いる場合は、制動巻線付き（制動巻線を有しているものと同程度以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含む。）とするとともに、自動同期検定装置を設置する。

b 誘導発電機を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により配電線の電圧が常時電圧の $\pm 10\%$ 以内を逸脱する可能性があるときは、限流リアクトルなどを設置する。

なお、これにより対応できない場合は、同期発電機を用いる。

c 自励式の逆変換装置を用いる場合は、自動的に同期がとれる機能を有するものを用いる。

d 他励式の逆変換装置を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により配電線の電圧が常時電圧の $\pm 10\%$ 以内を逸脱する可能性があるときは、限流リアクトルなどを設置する。

なお、これにより対応できない場合は、自励式の逆変換装置を用いる。

e 発電設備の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカなどの影響を及ぼす可能性がある場合は、電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行う。

イ スポットネットワーク配電系統

(ア) 常時電圧変動対策

発電設備の脱落などにより配電線の電圧が常時電圧の概ね $\pm 1\sim 2\%$ 以内を逸脱することがないように、自動的に電圧を調整する装置を設置する。

(イ) 瞬時電圧変動対策

a 同期発電機を用いる場合は、制動巻線付き（制動巻線を有しているものと同

等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含む。) とするとともに、自動同期検定装置を設置する。

- b 誘導発電機を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により配電線の電圧が常時電圧の $\pm 10\%$ 以内を逸脱する可能性があるときは、限流リアクトルなどを設置する。

なお、これにより対応できない場合は、同期発電機を用いる。

- c 自励式の逆変換装置を用いる場合は、自動的に同期がとれる機能を有するものを用いる。

- d 他励式の逆変換装置を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により配電線の電圧が常時電圧の $\pm 10\%$ 以内を逸脱する可能性があるときは、限流リアクトルなどを設置する。

なお、これにより対応できない場合は、自励式の逆変換装置を用いる。

(4) 電力品質対策

発電設備を配電系統に接続する者は、その接続にあたり、電力品質に係る次のア、イの基準値を超えないよう、対策を行う。

ア 高調波抑制対策

発電設備の配電系統への接続にあたり、逆変換装置を設置する場合は、逆変換装置本体（フィルターを含む。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5% 以下、かつ、各次電流歪率 3% 以下とする。

イ その他の電力品質対策

需要設備がある場合は、需要設備については、「第4章 2 需要設備の接続技術要件」の(1)「電力品質対策」を適用する。

(5) 短絡故障電流対策

発電設備の接続により配電系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量などを上回る可能性がある場合は、発電設備を配電系統に接続する者が短絡故障電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置する。

これにより対応できない場合は、異なる変電所バンク系統への接続、上位電圧の電線路への接続その他の短絡容量対策を行う。

(6) 保護装置

発電設備を配電系統に接続する者は、原則として、次に示す保護装置を設置する。

なお、需要設備がある場合は、需要設備を含め、次のア、イに定める技術要件を適用する。

ア 高圧配電系統または 20 kV 級架空配電系統

(ア) 発電設備故障時の系統保護のため、次の保護継電器を設置する。

- a 発電設備の発電電圧が異常に上昇した場合に、これを検出し時限をもって解列することのできる過電圧継電器を設置する。ただし、発電設備自体の保護装

置により検出、保護できる場合は省略できる。

- b 発電設備の発電電圧が異常に低下した場合に、これを検出し時限をもって解列することのできる不足電圧継電器を設置する。ただし、発電設備自体の保護装置により検出、保護できる場合は省略できる。

(f) 配電系統の短絡故障時の保護のため、次の保護継電器を設置する。

- a 同期発電機を用いる場合は、接続された配電系統の短絡故障を検出し発電設備を当該系統から解列することのできる短絡方向継電器を設置する。
- b 誘導発電機または逆変換装置を用いる場合は、接続された配電系統の短絡故障時に発電機電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧継電器を設置する。

(g) 配電系統の地絡故障時の保護のため、地絡過電圧継電器を設置する。ただし、次のいずれかを満たす場合は、地絡過電圧継電器を省略できる。

- a 発電機引出口にある地絡過電圧継電器により接続された配電系統の地絡故障が検知できる場合
- b 構内低圧線に接続する逆変換装置を用いた発電設備の出力容量が系統から供給を受ける電気の容量に比べて極めて小さく、単独運転検出機能を有する装置などにより高速に単独運転を検出し、発電設備を停止または解列することができる場合

(h) 逆潮流がある場合は、単独運転を防止するため、周波数上昇継電器および周波数低下継電器を設置するとともに、転送しゃ断装置または次の全ての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式一方式以上を含む。）を有する装置を設置する。ただし、専用線に接続する場合は、周波数上昇継電器を省略することができる。

- a 系統のインピーダンスや負荷の状況を考慮し、必要な時間内に確実に検出することができること
- b 頻繁な不要解列を生じさせない検出感度であること
- c 能動信号は、系統への影響が実態上問題とならないものであること

なお、誘導発電機を用いる風力発電設備において、周波数上昇継電器および周波数低下継電器により単独運転を高速かつ確実に検出、保護できる場合に限り、転送しゃ断装置または単独運転検出機能（能動的方式一方式以上含む。）を有する装置を省略することができる。ただし、系統状況の変化により上記装置類の省略要件が満たされなくなった場合は、発電設備を配電系統に接続する者が上記装置類を設置する。

(i) 逆潮流がない場合は、単独運転を防止するため、逆電力継電器および周波数低下継電器を設置する。ただし、専用線による接続であって、逆電力継電器により高速で検出、保護できる場合は、周波数低下継電器は省略できる。

なお、構内低圧線に接続する逆変換装置を用いた発電設備において、その出力が系統から供給を受ける電気の容量に比べて極めて小さく、単独運転検出機能(受動的方式および能動的方式のそれぞれ一方式以上を含む。)を有する装置により高速に単独運転を検出し、発電設備が停止または解列される場合は、逆電力継電器を省略できる。

イ スポットネットワーク配電系統

(7) 発電設備故障時の系統保護のため、次の保護継電器を設置する。

a 発電設備の発電電圧が異常に上昇した場合に、これを検出し時限をもって解列することのできる過電圧継電器を設置する。ただし、発電設備自体の保護装置により検出、保護できる場合は省略できる。

b 発電設備の発電電圧が異常に低下した場合に、これを検出し時限をもって解列することのできる不足電圧継電器を設置する。ただし、発電設備自体の保護装置により検出、保護できる場合は省略できる。

(1) 配電系統の短絡故障時、地絡故障時または停止時の保護のため、変電所のしゃ断器開放後に逆電力を検出することのできる逆電力継電器を設置する。ただし、ネットワーク継電器の逆電力継電器機能で代用できる。

(9) 単独運転を防止するため、逆電力継電器、周波数低下継電器および不足電圧継電器を設置する。ただし、逆電力継電器は、ネットワーク継電器の逆電力継電器機能で代用できる。

(I) 全回線において逆電力を検出した場合は、時限をもって発電設備を解列する。

(7) 中性点接地

発電設備を配電系統に接続する者は、発電設備または接続用設備の高圧側回路の中性点接地を、原則として非接地とする。

(8) 自動負荷制限装置

発電設備の脱落時などに、接続された配電線などが過負荷となる可能性がある場合は、発電設備を配電系統に接続する者が自動的に負荷を制限する対策を行う。

(9) 線路無電圧確認装置

再閉路時の事故防止のため、変電所の配電線(スポットネットワークは除く。)引出口に線路無電圧確認装置を設置する。ただし、線路無電圧確認装置は、次のいずれかを満たす場合は省略できる。

ア 専用線による接続であって、発電設備を配電系統に接続する者が接続された配電系統の自動再閉路を必要としないこと

イ 逆潮流がある場合であって、次の条件のいずれかを満たすこと

(7) 転送しゃ断装置および単独運転検出機能(能動的方式に限る。)を有する装置を設置し、かつ、それぞれが別のしゃ断器により接続をしゃ断すること

(1) 二方式以上の単独運転検出機能(能動的方式一方式以上を含む。)を有する装置

を設置し、かつ、それぞれが別のしゃ断器により接続をしゃ断すること

- (9) 単独運転検出機能（能動的方式に限る。）を有する装置および整定値が発電設備の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力継電器を設置し、かつ、それぞれが別のしゃ断器により接続をしゃ断すること

ウ 逆潮流がない場合であって、次の条件のいずれかを満たすこと

(7) イと同等の措置を行った場合

- (1) 配電系統との接続に係る保護継電器、計器用変流器、計器用変圧器、しゃ断器および制御用電源配線が二系列化されており、これらが互いにバックアップ可能となっていること。ただし、二系列目の上記装置については、次のうちいずれか一方式以上を用いて簡素化を図ることができる。

- a 保護継電器の二系列目は、不足電力継電器のみとすることができる。
- b 計器用変流器は、不足電力継電器を計器用変流器の末端に配置した場合は、一系列目と二系列目を兼用できる。
- c 計器用変圧器は、不足電圧継電器を計器用変圧器の末端に配置した場合は、一系列目と二系列目を兼用できる。

(10) 保安通信用電話設備

発電設備を運転する者と送配電部門との間に保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置する。ただし、保安通信用電話設備は、次の条件をすべて満たす場合においては、一般加入電話などを用いることができる。

ア 発電設備を運転する者の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員所在箇所へつながる単番方式）とし、発電設備などの保守監視場所に常時設置されているものすること

イ 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）とすること

ウ 停電時においても通話可能なものであること

エ 災害時などにおいて送配電部門と連絡がとれない場合には、送配電部門との連絡がとれるまでの間発電設備の解列または運転を停止するよう、保安規程上明記されていること

(11) バンク逆潮流の防止

発電設備を配電系統に接続する者は、逆潮流のある発電設備によって、当該発電設備が接続する変電所のバンク単位で二次側から一次側に向けての潮流（以下、「バンク逆潮流」という。）が常に生じないように、接続の協議時において発電出力と負荷パターンからバンク逆潮流の有無を判断し、バンク逆潮流が発生する可能性がある場合は、発電設備の抑制などの措置を行う。

2 需要設備の接続技術要件

需要設備を配電系統に接続することを可能とするために必要となる技術要件を次に示す。

なお、電気方式については、「1 発電設備の接続技術要件」を適用する。また、20kV級配電系統に接続する場合は、保安通信用電話設備についても「1 発電設備の接続技術要件」を適用する。

(1) 電力品質対策

需要設備を配電系統に接続する者は、その接続にあたり、電力品質に係る次のアからエの基準値を超えないよう、対策を行う。

ア 高調波抑制対策

高調波発生機器を配電系統に接続する者は、その接続にあたり、次に示す高調波抑制対策を行う。

(ア) 適用範囲

a 適用対象は、次のいずれかに該当する者（以下、「特定需要家」という。）とする。

(a) 高圧配電系統に接続する者であって、その施設する高調波発生機器の種類ごとの高調波発生率を考慮した容量（以下、「等価容量」という。）の合計が50kVAを超える者

(b) 20kV級配電系統に接続する者であって、等価容量の合計が300kVAを超える者

b aの等価容量を算出する高調波発生機器は、「高調波電流規格 JIS C 61000-3-2」の適用対象となる機器以外の機器とする。

c 特定需要家がbに該当する高調波発生機器を新設、増設または更新するなどの場合に適用する。

なお、bに該当する高調波発生機器を新設、増設または更新するなどによって特定需要家に該当することになる場合においても適用する。

(イ) 高調波流出電流の算出

特定需要家から配電系統に流出する高調波流出電流の算出は、次のとおりとする。

a 高調波流出電流は、高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し、これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じた値とする。

b 高調波流出電流は、高調波の次数ごとに合計した値とする。

c 対象とする高調波の次数は、40次以下とする。

d 特定需要家の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができる。

(ウ) 高調波流出電流の上限値

特定需要家から配電系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は、高調波の次数ごとに、表4-1に示す1kW当たりの高調波流出電流の上限値に、当該需要家の系統を利用する規模(kWを単位とする。)を乗じた値とする。

(I) 高調波流出電流の抑制対策の実施

上記(イ)の高調波流出電流が、上記(ウ)の高調波流出電流の上限値を超える場合は、高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう、必要な対策を行う。

表4-1 1kW当たりの高調波流出電流上限値 (単位:mA/kW)

接続する系統の電圧(kV)	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
6.6	3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.9	0.76	0.70
2.2	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
3.3	1.2	0.86	0.55	0.46	0.35	0.32	0.26	0.24

イ 電圧変動

(ア) 電圧フリッカ

需要設備を配電系統に接続する者は、人が最も敏感とされる10Hzの変動に等価換算した電圧変動 V_{10} が基準値(1時間連続して測定した1分間データの V_{10} 値の内、4番目最大値を0.45V以下)以内となるよう、必要な対策を行う。

(イ) 瞬時電圧低下

需要設備を配電系統に接続する者は、配電系統に瞬時電圧低下が発生すると他者の電気の使用に影響を及ぼす可能性があるため、瞬時電圧低下により配電線の電圧が常時電圧の $\pm 10\%$ 以内を逸脱しないよう、必要な対策を行う。ただし、変動幅が常時電圧の $\pm 10\%$ 以内であっても、その頻度により、他者の電気の使用に影響を及ぼす可能性がある場合は、必要な対策を行う。

ウ 力率の保持

需要設備を配電系統に接続する者は、力率改善のため進相用コンデンサを取り付ける場合の供給地点における力率を、原則として0.85以上とするとともに、電圧上昇を防止するために、系統側から見て進み力率とならないようにする。

負荷変動により進み力率となる場合は、進相用コンデンサの回路に開閉装置を施設し、進み力率とならないよう、力率を調整する。

エ 電圧不平衡

需要設備を配電系統に接続する者は、各相間の電圧が著しく平衡を欠くと他者の電気の使用に影響を及ぼす可能性があるため、負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合は、必要な対策を行う。

(2) 保護装置

需要設備を配電系統に接続する者は、構内における故障の影響を接続する配電系統へ波及させないために、接続する配電系統に応じて、原則として次の保護装置を設置する。

ア 高圧配電系統

構内の短絡または地絡故障時の保護用に過電流しゃ断器および地絡しゃ断装置を設置する。

イ 20 kV級架空配電系統

構内の短絡または地絡故障時の保護用に過電流継電器および地絡継電器を設置する。

ウ スポットネットワーク配電系統

(ア) 20 kV級ケーブルからプロテクタしゃ断器の間の故障に対する保護装置

(低圧スポットネットワーク(二次側の電圧が240 / 415 V)については、「プロテクタしゃ断器」を「プロテクタしゃ断器およびプロテクタヒューズ」と読み替える。)

20 kV級ケーブルからプロテクタしゃ断器の間の短絡または地絡故障時の保護用に、ネットワーク継電器を設置する。

(イ) ネットワーク母線の故障に対する保護装置

ネットワーク母線の短絡または地絡故障時の保護用に、過電流継電器および地絡過電圧継電器を設置する。

第5章 発電設備および需要設備の財産分界点および施工区分の考え方

1 引込線

接続者との財産分界点は、特別な事情^{*1}がある場合を除き接続者構内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準として、系統アクセス希望者との協議によって決定する。また、財産分界点までのアクセス設備は、原則として送配電部門が施設し、具体的には次のとおりとする。

*1 特別な事情

- ・ 接続者が山間地、離島などの特殊な地点にある場合
- ・ 接続を架空引込線によって行うことができる場合で、系統アクセス希望者の希望により特に地中引込線によって行うとき 等

(1) 架空引込線の場合

接続者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは、送配電部門が施設する。

引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から、原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点を系統アクセス希望者との協議によって定める。

なお、引込線を取り付けるための接続者構内に設置する補助支持物は、系統アクセス希望者が施設する。

(2) 地中引込線の場合

次のうち、最も配電系統側に近い接続点までを送配電部門が施設する。

ア 接続者が接続者の構内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

イ 送配電部門が施設する接続装置の接続点

当社の電線路と接続する開閉器、断路器または接続装置の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離の場所とし、系統アクセス希望者との協議によって定める。

地中引込線の施設上必要な付帯設備^{*1}は、原則として、系統アクセス希望者が施設する。

接続を架空引込線によって行うことができる場合で、系統アクセス希望者の希望により特に地中引込線によって行うときには、地中引込線は、原則として、系統アクセス希望者が施設する。ただし、送配電部門が保安上または保守上適当と認めた場合は、送配電部門が施設する。

*1 地中引込線の施設上必要な付帯設備

- ・ 接続者の土地または建物の壁面などに地中引込線をおさめるために施設される管路、暗きょ等
- ・ 接続者の土地または建物に施設されるマンホール等

- ・その他、接続者の建物の改修を必要とする設備および接続者の工事と同時またはそれ以前に施設しなければならない設備

(3) 財産分界点および施工区分

ア 高圧配電系統における財産分界点および施工区分

財産分界点および施工区分は、次を標準とする。

(7) 架空引込線で接続者の構内引込第一柱に引き込む場合

a 財産分界点

接続者の構内引込第一柱の柱上開閉器の系統側接続点とする（図5 - 1 参照）。

b 施工区分

表5 - 1のとおりとする。

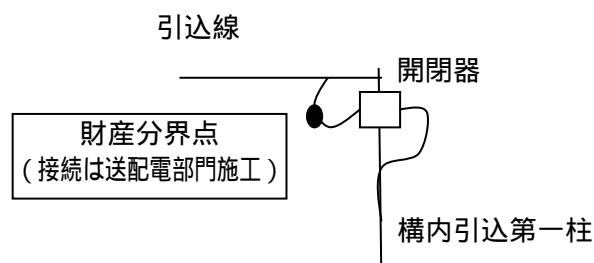


図5 - 1 架空引込線で接続者の構内引込第一柱に引き込む場合の財産分界点

表5 - 1 架空引込線で接続者の構内引込第一柱に引き込む場合の施工区分

施工区分	系統アクセス希望者	送配電部門
設備	接続者の構内引込第一柱の電線を支持するための設備 ・腕金と腕金を支持するための付属品	接続者の構内引込第一柱の系統側の設備 ・がいしを支持するためのボルト類 ・耐張ストラップ ・耐張がいし、クランプ ・クランプカバー ・PJ類

(1) 架空引込線で接続者の建造物へ直接引き込む場合

a 財産分界点

接続者の建造物側の第一支持点支持がいしを受電設備側接続点とする（図5 - 2 参照）。

b 施工区分

構内引込第一柱に引き込む場合に準ずる。

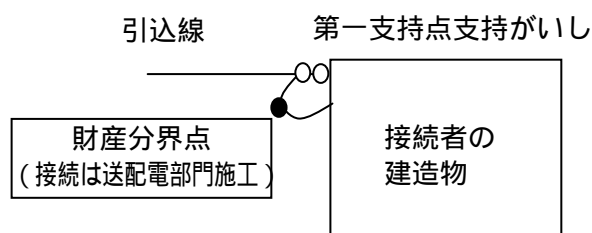


図 5 - 2 架空引込線で接続者の建造物へ直接引き込む場合の財産分界点

(ウ) 地中または架空ケーブル（送配電部門施設）で接続者の変電室へ直接引き込む場合

a 財産分界点

接続者の変電室内引込口開閉器の系統側接続点とする（図 5 - 3 参照）。

b 施工区分

表 5 - 2 のとおりとする。

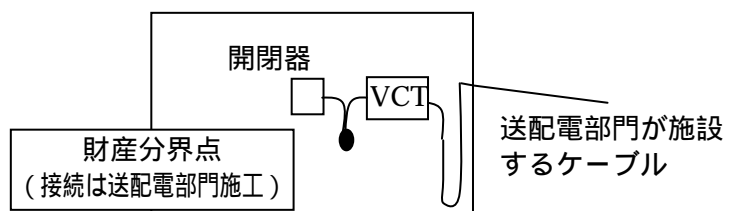


図 5 - 3 地中または架空ケーブル（送配電部門施設）で接続者の変電室へ直接引き込む場合の財産分界点

表 5 - 2 地中または架空ケーブル（送配電部門施設）で接続者の変電室へ直接引き込む場合の施工区分

施工区分		系統アクセス希望者	送配電部門
設 備	引込用 管路類 メッセン 吊 部	接続者の構内の設備 ・引込管路 ・ハンドホール ・基礎部分の貫通 ・メッセンジャーワイヤ支持 金具	接続者の構外の設備 ・メッセンジャーワイヤ ・メッセン吊ハンガ ・柱上側設備 ・公道上の管路
	建物内の ケーブル 支持物 等	ケーブル支持のための構造物 ケーブル配線用シャフト、配 管およびケーブル処理室内の これに類した設備 ・クリートサドル支持金具 ・ケーブルラック ・ワイヤネット支持用アンカ およびその他の金具類	ケーブル支持のための設備 ・クリートサドルおよびそれ を締めつけるボルトナット 類 ・ワイヤネットなどケーブル を支持する付属類
	その他	建物内の接地極および配管、 床・壁などの補強工事等	防水金具、ネオシール、 耐熱シール

(I) 系統アクセス希望者が地中または架空ケーブルで当社支持物まで出迎える場合

a 財産分界点

当社支持物上の開閉器の受電設備側接続点とする（図5 - 4 参照）。

b 施工区分

表5 - 3のとおりとする。

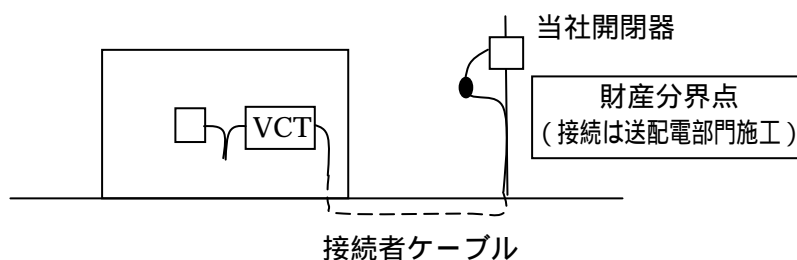


図5 - 4 系統アクセス希望者が地中または架空ケーブルで当社支持物まで出迎える場合の財産分界点

表5 - 3 系統アクセス希望者が地中または架空ケーブルで当社支持物まで出迎える場合の施工区分

施工区分	系統アクセス希望者	送配電部門
設備	当社支持物上のケーブルを支持するための設備 ・ケーブル支持腕金 ・ケーブル端末 ・開閉器接続用リード線類	当社支持物上の開閉器（G A B等）設備 ・開閉器用腕金 ・P J類

(オ) 地中引込線が標準の区域において、引込用開閉器から引き込む場合（公道設置を含む。）

a 財産分界点

引込用開閉器の接続者用開閉器の受電設備側接続点とする（図5 - 5 参照）。

b 施工区分

(a) 引込用開閉器を公道上に設置した場合

表5 - 4のとおりとする。

(b) 引込用開閉器を接続者構内に設置した場合

表5 - 5のとおりとする。

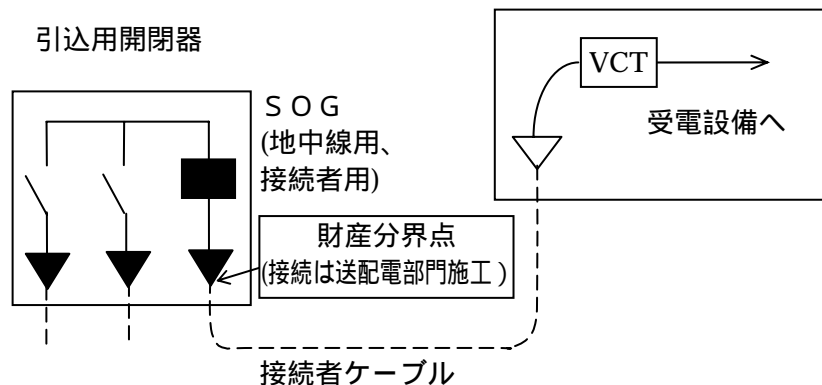


図5 - 5 地中引込線が標準の区域において、引込用開閉器から引き込む場合の財産分界点

表5 - 4 地中引込線が標準の区域において、引込用開閉器（公道設置）から引き込む場合の施工区分

施工区分	システムアクセス希望者	送配電部門
設備	高圧ケーブル 機器用ハンドホールの負荷側管路	引込用開閉器設備 ・ケーブルの機器直結端末 機器用ハンドホール

表5 - 5 地中引込線が標準の区域において、引込用開閉器（接続者構内設置）から引き込む場合の施工区分

施工区分	システムアクセス希望者	送配電部門
設備	高圧ケーブル 機器用ハンドホールから官民境界までの管路 機器用ハンドホールから受電室までの管路	引込用開閉器設備 ・ケーブルの機器直結端末 機器用架台および機器用ハンドホール 公道上管路

イ 20kV級配電システムにおける財産分界点および施工区分

財産分界点および施工区分は、次を標準とする。

(ア) 架空配電システムから引き込む場合

「システムアクセス指針（工務部、系統運用部、電子通信部）第5章 発電設備および需要設備の財産分界点および施工区分 1 電気設備」に準ずる。

なお、これにより対応できない場合は、「ア 高圧配電システムにおける財産分界点および施工区分」に準ずる。

(イ) スポットネットワーク配電システムにおいて、接続者の変電室へ直接引き込む場合

a 財産分界点

当社20kV級ケーブルヘッドの受電設備側接続点（図5 - 6、図5 - 7参照）

b 施工区分

表5 - 6のとおりとする。

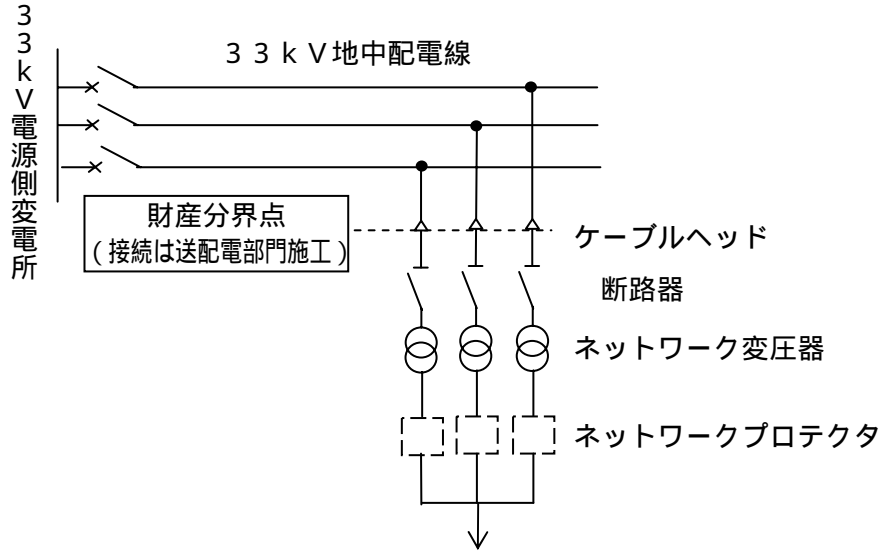


図5 - 6 標準的なスポットネットワークの形態

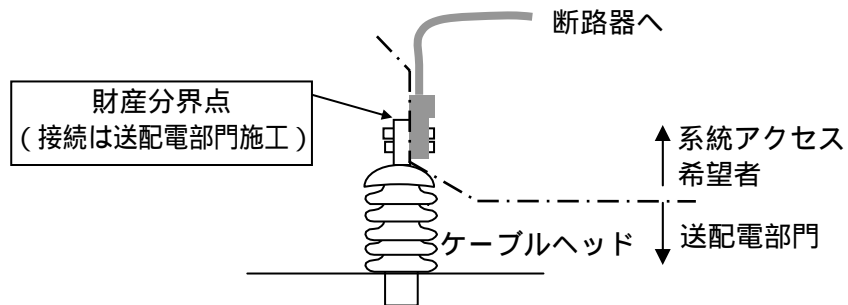


図5 - 7 スポットネットワークの財産分界点

表5 - 6 スポットネットワーク配電系統において、接続者の変電室へ直接引き込む場合の施工区分

施工区分	系統アクセス希望者	送配電部門
設備	接続者構内の設備 ・管路、暗きょ ・ハンドホール ・断路器とケーブルヘッド間のリード線のリード線 ・ケーブルヘッドとの接続用ターミナル	20 kV級ケーブル ・ケーブルヘッド 公道上管路

2 計量器

料金算定に必要な計量器（電力量計、無効電力量計等）、その付属設備（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の二次配線、自動検針用通信端末装置等）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等）は、原則として送配電部門が施設する。ただし、発電者側については、系統アクセス希望者との協議により、系統アクセス希望者の施設とする場合がある。計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取り付けおよび取り外し工事が容易な場所とし、系統アクセス希望者との協議によって定める。

なお、計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、接続者が提供する。

別表 1

発電者側の系統アクセス検討に必要な情報

1 発電者の名称、発電場所および受電地点

発電者の設備に関して 提出を求める情報	提出を求める理由	備考
発電者の名称	検討の管理のため	-
発電場所の所在地	アクセス設備のルート選 定において発電場所を特 定するため	-
受電地点	アクセス設備（配電線ルー ト、引込）の検討のため	-
敷地平面図、設備レイアウト	アクセス設備のルート選 定、設備形態の検討のため	-

2 発電設備が当社の供給区域外にある場合には、託送供給に必要なとなる当社以外の一般電気事業者との振替供給契約の内容または申込み内容

発電者の設備に関して 提出を求める情報	提出を求める理由	備考
他の一般電気事業者との 振替供給の内容	電流検討のため	-

3 発電設備の発電方式、発電出力、発電機の詳細仕様、昇圧用変圧器の諸定数

発電者の設備に関して 提出を求める情報	提出を求める理由	備考	
発電設備の概要 （定格出力、台数、種類）	発電設備の詳細項目との 照合のため	既設については可能な限 り提出	
単線結線図	技術要件適合確認のため	負荷設備、受電設備を含む	
発電設備全 般	原動機の種類 （内燃機関、風力・太陽光 など）	同 上	既設については可能な限 り提出
	発電機の種類 （同期発電機、誘導発電機、 直流発電機）	同 上	同 上
	既設、新增設の別	既設・新增設の別によつて 提出データの種類を判断 するため	-
	定格電圧	電圧確認のため	-
	定格容量	短絡故障電流検討のため	-

発電設備全般	定格出力	電流検討のため	-	
	台数	短絡故障電流検討のため	-	
	力率（定格）	技術要件適合確認、電圧検討のため	既設については可能な限り提出	
	力率（運転可能範囲）	同 上	同 上	
	制動巻線の有無	技術要件適合確認のため	-	
	運転可能周波数の範囲	技術要件適合確認のため	既設については可能な限り提出	
	自動電圧調整装置（AVR）の有無	電圧変動検討のため	-	
	逆変換装置を使用する場合の種類	技術要件適合確認のため	既設については可能な限り提出	
	系統並解列箇所	同 上	-	
	自動同期検定装置の有無	同 上	-	
同期発電機	過渡リアクタンス	短絡故障電流検討のため	-	
	初期過渡リアクタンス	同 上	-	
	同期リアクタンス	同 上	-	
	短絡過度時定数または開路時定数	保護協調確認のため	-	
	初期過度時定数	同 上	-	
誘導発電機	拘束リアクタンス	電圧変動検討のため	-	
	限流リアクトル容量	同 上	-	
直流発電機	太陽電池	種別、型式、出力特性	技術要件適合確認のため	
	逆変換装置	電気方式	同 上	-
		交流出力に関する定格出力	電流検討のため	-
		交流出力に関する定格電圧	同 上	-
		交流出力に関する運転力率	同 上	-
		主回路 電力変換方式	保護協調確認のため	-
		主回路 スイッチング方式	同 上	-
		主回路 絶縁方式等	同 上	-
制御方式 電力制御方式、出力制御方式	同 上	-		

直流発電機	測定データ	制御方式 運転・停止方式に関する説明	同 上	-
		保護装置の動作	同 上	-
		突入電流（他励式逆変換装置を用いる場合）	電圧変動検討のため	-
		高調波（総合、各次）	高調波抑制対策確認のため	-
	その他	直流分流出の防止方法（絶縁変圧器の設置等）	保護協調（直流分の流出防止）確認のため	-
		保護継電器およびしゃ断器の制御電源の種類	制御電源の確認のため	-
限流リアクトルの有無とその仕様		電圧変動検討のため	-	
昇圧用変圧器	定格電圧	短絡故障電流検討、電圧確認のため	-	
	定格容量	同 上	-	
	漏れインピーダンス（定格容量ベース）	短絡故障電流検討、電圧変動検討のため	-	

4 受電電力の最大値および最小値

発電者の設備に関して提出を求める情報	提出を求める理由	備考
受電電力の最大値および最小値	電流検討のため	-

5 受電地点における受電電圧

発電者の設備に関して提出を求める情報	提出を求める理由	備考
受電地点における受電電圧	アクセス設備の電圧階級選定、ルート選定において考慮するため	-

6 発電場所における負荷設備および受電設備

発電者の設備に関して 提出を求める情報		提出を求める理由	備考
負荷設備	合計容量	電流検討のため	-
	総合負荷力率	電圧検討のため	-
	計器用変成器（発電者が施設するVT、CT）の仕様・使い方	保護協調確認のため （VT、CTの兼用）	-
	保安通信設備	連絡体制確認のため	-
特殊設備	高調波発生源の有無	高調波抑制対策確認のため	-
	高調波に係る資料	同 上	既設については可能な限り提出
	電圧フリッカ発生源の有無	電圧フリッカ対策の検討のため	-
	電圧フリッカに係る資料	同 上	既設については可能な限り提出
受電用変圧器	定格電圧	短絡故障電流検討、電圧確認のため	-
	定格容量	同 上	-
	漏れインピーダンス （定格容量ベース）	短絡故障電流検討、電圧変動検討のため	-
調相設備	種類	力率の検討のため	「総合負荷力率」に調相設備を含む場合は不要
	電圧別容量 （特高・高圧・低圧）	同 上	同 上
	合計容量	同 上	同 上
保護装置	発電機保護 （種類、しゃ断箇所）	保護協調、保護装置などの適合確認のため	-
	系統保護 （種類、しゃ断箇所）	同 上	-
	単独運転防止 （種類、しゃ断箇所）	同 上	-
	構内保護 （種類、しゃ断箇所）	同 上	-

その他	しゃ断器のしゃ断容量、 しゃ断時間	しゃ断器容量の適否確認 のため	-
	開閉器の開閉容量	開閉容量の適否確認のため	-
	自動負荷しゃ断装置の有無	技術要件適合確認のため	-

7 託送供給開始希望日

発電者の設備に関して 提出を求める情報	提出を求める理由	備考
託送供給開始希望日	技術検討年次断面の決定 のため	-
アクセス設備の運開希望日	配電設備工事工期確保の 確認のため	-

8 回線数（常時・予備）

発電者の設備に関して 提出を求める情報	提出を求める理由	備考
回線数（常時・予備）	アクセス設備の回線数決定 のため	-

9 申込者の名称、連絡先

発電者の設備に関して 提出を求める情報	提出を求める理由	備考
申込者の名称	検討結果の管理のため	-
代表申込者の名称	同上	-
連絡先	連絡のため必要な基本事項	-

10 振替供給する供給先

発電者の設備に関して 提出を求める情報	提出を求める理由	備考
振替供給する供給先	電流検討のため	-

別表 2

需要者側の系統アクセス検討に必要な情報

1 需要者の名称、需要場所および供給地点

需要者の設備に関して 提出を求める情報	提出を求める理由	備 考
需要者の名称	検討の管理のため	-
需要場所の所在地	アクセス設備のルート選定において発電場所を特定するため	-
供給地点	アクセス設備（配電線ルート、引込）の検討のため	-
敷地平面図・設備レイアウト	アクセス設備のルート選定、設備形態の検討のため	-

2 契約電力

需要者の設備に関して 提出を求める情報	提出を求める理由	備 考
契約電力	電流検討のため	-

3 供給地点における供給電圧

需要者の設備に関して 提出を求める情報	提出を求める理由	備 考
供給地点における供給電圧	アクセス設備の電圧階級選定、ルート選定において考慮するため	-

4 需要場所における負荷設備および受電設備

需要者の設備に関して 提出を求める情報		提出を求める理由	備 考
単線結線図		技術要件適合確認のため	・保護継電器を含む ・発電設備がある場合はこれを含む
負荷設備	合計容量	電流検討のため	-
	総合負荷力率	電圧検討のため	-
特殊設備	高調波発生源の有無	高調波抑制対策確認のため	-
	高調波に係る資料	同 上	既設については可能な限り提出
	電圧フリッカ発生源の有無	電圧フリッカ対策の検討のため	-
	電圧フリッカに係る資料	同 上	既設については可能な限り提出
受電用変圧器	定格電圧	短絡故障電流検討、電圧検討のため	-
	定格容量	同 上	-
	漏れインピーダンス (定格容量ベース)	短絡故障電流検討、電圧変動検討のため	-
調相設備	種類	力率の検討のため	「総合負荷力率」に調相設備を含む場合は不要
	電圧別容量 (特高・高圧・低圧)	同 上	同 上
	合計容量	同 上	同 上
保護装置	発電機保護 (種類、しゃ断箇所)	保護協調、保護装置などの適合確認のため	発電設備がある場合に提出
	系統保護 (種類、しゃ断箇所)	同 上	-

保護装置	単独運転防止 (種類、しゃ断箇所)	同 上	発電設備がある場合に提出
	構内保護 (種類、しゃ断箇所)	同 上	-
その他	しゃ断器のしゃ断容量、 しゃ断時間等	しゃ断器容量の適否確認のため	-
	開閉器の開閉容量	開閉容量の適否確認のため	-
	自動負荷しゃ断装置の有無	技術要件適合確認のため	-
	計器用変成器(需要者が施設するV T、C T)の仕様・使い方	保護協調確認のため (V T、C Tの兼用)	-
	保安通信設備	連絡体制確認のため	-

5 託送供給開始希望日

需要者の設備に関して 提出を求める情報	提出を求める理由	備 考
託送供給開始希望日	技術検討年次断面の決定のため	-
アクセス設備の運開希望日	配電設備工事工期確保の確認のため	-

6 回線数(常時・予備)

需要者の設備に関して 提出を求める情報	提出を求める理由	備 考
回線数(常時・予備)	アクセス設備の回線数決定のため	-

7 申込者の名称、連絡先

需要者の設備に関して 提出を求める情報	提出を求める理由	備 考
申込者の名称	検討結果の管理のため	-
代表申込者の名称	同 上	-
連絡先	連絡のため必要な基本事項	-

8 発電設備の発電方式、発電出力、発電機の詳細仕様、昇圧用変圧器の諸定数

需要者の設備に関して 提出を求める情報		提出を求める理由	備考
発電設備の概要 (定格出力、台数、種類)		発電設備の詳細項目との 照合のため	既設については可能な限り 提出
発電設備全般	原動機の種類 (内燃機関、風力・太陽光 など)	同 上	既設については可能な限り 提出
	発電機の種類 (同期発電機、誘導発電機、 直流発電機)	同 上	同 上
	既設、新增設の別	既設、新增設の別によって 提出データの種類を判断 するため	-
	定格電圧	電圧確認のため	-
	定格容量	短絡故障電流検討のため	-
	定格出力	電流検討のため	-
	台数	短絡故障電流検討のため	-
	力率(定格)	技術要件適合確認、電圧検 討のため	既設については可能な限り 提出
	力率(運転可能範囲)	同 上	同 上
	制動巻線の有無	技術要件適合確認のため	-
	運転可能周波数の範囲	技術要件適合確認のため	既設については可能な限り 提出
	自動電圧調整装置(AVR) の有無	技術要件適合確認、電圧変 動検討のため	-
	逆変換装置を使用する場合 の種類	技術要件適合確認のため	既設については可能な限り 提出
	系統並解列箇所	同 上	-
自動同期検定装置の有無	技術要件適合確認のため	-	
同期発電機	過渡リアクタンス	短絡故障電流検討のため	-
	初期過渡リアクタンス	同 上	-
	同期リアクタンス	同 上	-
	短絡過度時定数または開路 時定数	保護協調確認のため	-
	初期過度時定数	同 上	-

誘導発電機	拘束リアクタンス		電圧変動検討のため	-
	限流リアクトル容量		同 上	-
直流発電機	太陽電池	種別・型式・出力特性	技術要件適合確認のため	-
		電気方式	同 上	-
	逆変換装置	交流出力に関する定格出力	電流検討のため	-
		交流出力に関する定格電圧	同 上	-
		交流出力に関する運転力率	同 上	-
		主回路 電力変換方式	保護協調確認のため	-
		主回路 スイッチング方式	同 上	-
		主回路 絶縁方式等	同 上	-
		制御方式 電力制御方式、出力制御方式	同 上	-
	測定データ	制御方式 運転・停止方式に関する説明	同 上	-
		保護装置の動作	同 上	-
		突入電流（他励式逆変換装置を用いる場合）	電圧変動検討のため	-
		高調波（総合、各次）	高調波抑制対策確認のため	-
	その他	直流分流出の防止方法（絶縁変圧器の設置等）	保護協調（直流分の流出防止）確認のため	-
		保護継電器およびしゃ断器の制御電源の種類	制御電源の確認のため	-
		限流リアクトルの有無とその仕様	電圧変動検討のため	-
	昇圧用変圧器	定格電圧	短絡故障電流検討、電圧確認のため	-
		定格容量	同 上	-
		漏れインピーダンス（定格容量ベース）	短絡故障電流検討、電圧変動検討のため	-